

令和4年度 大成建設外国人留学生奨学金 募集・推薦要項

公益財団法人日本国際教育支援協会（以下「本協会」という。）では、大成建設株式会社のご支援により、「令和4年度大成建設外国人留学生奨学金」（以下「本奨学金」という。）の奨学生を下記により募集する。

記

1 目的

国内の少子高齢化による人口減少など、建設業の担い手不足が大きな課題となる中、本奨学金は、日本との懸け橋として活躍する次世代建設技術者の人材育成をより一層強化することを目的とする。

2 本奨学金の寄付者及び寄付の趣旨

本奨学金の寄付者である大成建設株式会社（以下「寄付者」という。）は、「人がいきいきとする環境を創造する」というグループ理念のもと、安全で快適な生活環境の整備を通じて、社会の持続的発展に貢献することを企業活動の大きな目的とされている。そのために、確かな技術を次世代に残し、さらに発展させてゆけるグローバル人材の育成を願い、本奨学金へ資金を提供された。

3 応募資格

次の各号のすべてに該当する者。

- (1) 令和4年4月に、本協会が指定する日本国内の大学（以下「大学」という。）の学士課程、修士（博士前期）課程または専門職学位課程に正規生として在籍予定の私費外国人留学生。
- (2) ベトナム、インドネシア、タイ、フィリピン、マレーシア、ミャンマーの内、いずれかの国籍を有し、日本に在留する間の在留資格が「留学」である者。
- (3) 工学分野のうち、建築、土木のいずれかの分野を専攻し、将来、建設業界において日本と出身国の間の技術交流に貢献したいという意欲のある者。
- (4) 留学の目的又は計画が明確で、修学の効果が期待できる者。
- (5) 心身共に健康であり、かつ品行方正で学業成績が優秀な者。
- (6) 本奨学金の受給期間中、本協会が実施する他の奨学金を受給せず、他の団体から受ける奨学金等の受給額合計が年額 600,000 円（月額 50,000 円相当）以下である者。〔貸与型（返済が必要なもの）奨学金、学費免除は除く〕
- (7) 日本語による面接が可能な者。
- (8) 在籍大学の長の推薦を受けることができる者。

4 採用人数

4 名程度

5 支給内容

月額奨学金 150,000円

6 支給期間

令和4年4月から、在籍する課程の修了まで。

※ 特段の理由により令和4年5月以降に新規渡日する場合は、渡日月から在籍課程の修了までとする。

※ 学士課程修了後、同じ大学の修士課程に進学する場合、選考により継続を認める場合がある。

7 応募・推薦方法

- (1) 本奨学金を受けようとする者（以下「応募者」という。）は、所定の様式による願書を、大学を通じて、本協会理事長（以下「理事長」という。）に提出するものとする。

- (2) 大学の長は、3に挙げる応募資格に該当する者について、8に挙げる応募・推薦書類を理事長に提出するものとする。なお、推薦人数等については、別途依頼文で示す。

8 応募・推薦書類及び提出方法

	提出物	提出方法	ファイル形式	備考
(1)	願書(様式1)	メール	Excel	日本語で書かれたものに限る。
(2)	推薦書(様式2)	郵送	—	
(3)	推薦理由書(様式3)	メール	Excel	推薦理由は、指導教官等が記入すること。
(4)	推薦者一覧(様式4)	メール	Excel	
(5)	学業成績証明書	メール	PDF	応募時に入手可能な直近のもの。提出が出来ない場合は、理由書(様式任意)を添付すること。

※メールの送付先は、ix-app@jees.or.jpとする。

提出期限：2021年11月3日(水)11:00
提出先：国際室（提出方法はHP掲載の応募案内を参照）

9 応募・推薦書類の提出期限

メール、郵送ともに~~令和3年11月19日(金)本協会必着~~。なお、締切期日を過ぎた場合や提出書類に不備のある場合は、受理しない。また、提出書類は一切返却しない。

10 選考方法及び結果の通知

理事長は、7の(2)により推薦された者について、書類審査及び面接（面接は令和3年12月中旬予定。）により、奨学生を決定する。結果は、令和4年2月を目途に大学を通じて通知する。なお、採否に関する照会には応じない。

11 支給方法

本奨学金は、別に定める方法により、大学を通じて支給する。

12 奨学生の義務

- 奨学生は、本奨学金支給期間中の学習・研究状況について、学業成績証明書と共に、毎年度末及び奨学金受給終了後、所定の様式により、大学を通じて本協会に報告すること。
- 奨学生は、学籍に変更があった場合、所定の様式により大学を通じて本協会に遅滞なく届け出ること。
- 奨学生は、住所・連絡先に変更があった場合、大学在籍中は所定の様式により大学を通じて、大学卒業後は任意の様式により直接本協会へ遅滞なく届け出ること。
- 本奨学金を受給した者は、自身の進路について、大学卒業時に所定の様式により、大学を通じて本協会に報告すること。
- 奨学生は本奨学金受給期間中及び受給終了後、本協会又は寄付者の要請に応じ、アンケート等への回答、及び交流会・インターンシップ等に参加すること。

13 本奨学金の支給の休止または終了および決定取消

- 奨学生が大学を長期欠席(1か月以上)した場合は、本奨学金の支給を休止する。なお、休止事由が止んで、所定の様式により奨学金支給の再開を願い出たときは、6に記載した奨学金の支給期間内において奨学金の支給を再開することがある。但し、6の支給期間は延長しない。
- 奨学生が、次の①から④のいずれかに該当した場合には、本奨学金の支給を終了する。
 - ① 大学を卒業、退学、除籍、停学、休学または留年(相当すると認められる場合も含む)した場合。
 - ② 本奨学金奨学生の義務を怠った場合。
 - ③ 募集・推薦要項の定める事項に該当しなくなった場合。
 - ④ その他奨学生として相応しくないと判断された場合。
- 寄付者からの寄付が滞った場合、事前通知のうえ、本奨学金の支給を休止または終了する。

(4) 応募・推薦書類の記載事項に虚偽のある場合は、本奨学金の支給決定を取り消す。

14 その他(注意事項等)

- (1) 奨学生は、原則として、本奨学金の返還義務を負わない。ただし、13に挙げる事項に該当する場合、すでに支給している奨学金の返還を求める場合がある。また、本奨学金寄付者への入社その他の付帯義務を負うものではない。
- (2) 本奨学金採用決定(本奨学金採用決定通知を大学が受領した時点)前に他の奨学金の受給が決定した場合、大学を通じて本協会に速やかにその旨報告すること。また、本奨学金奨学生として採用された場合、受給期間終了まで本奨学金を辞退し、他の奨学金を受給することはできない。
- (3) 受給開始から終了まで、受給金額合計が年額 600,000 円を超える給付型奨学金に応募することはできない。(ただし、本奨学金の受給終了後に支給を開始する他の奨学金は除く。)
- (4) 本奨学金は他の併給を認める奨学金の受給を妨げない。
- (5) 所属大学の留学制度等を利用して海外に留学する場合、長期欠席又は休学の扱いとならなければ、支給を継続する。
- (6) 過去、本奨学金を受給した者は再度応募することはできない。
- (7) 本協会の奨学金事業における標準修業年限は、原則学士課程 4 年、修士(博士前期)課程 2 年、博士後期課程 3 年とし、この期間を支給対象とする。長期履修学生についても、これに相当する期間を支給対象とする。ただし、医学部等この期間を超えて在学が必要な学部・研究科においては、大学の定める標準修業年限を支給対象とする。

15 個人情報の取り扱い

(1) 個人情報の管理

本協会は、本奨学金に関連して取得した願書・報告書等に記載される全ての個人情報を本協会の個人情報保護方針に基づき、細心の注意のもと管理・利用・破棄する。また、15(2)①から③及び⑤の目的で寄付者に開示・提供する場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を他の第三者へ開示・提供しない。

(2) 個人情報の利用目的

本協会は、本奨学金に関連して取得した個人情報を適切に管理し、下記以外の目的には利用しない。

- ① 本奨学金の奨学生を決定するため。
- ② 奨学金支給事務のため。
- ③ 奨学金授与式または交流会・インターンシップ等の開催時に利用するため。
- ④ 本協会実施の国際教育支援プログラムの案内や参加の際の連絡手段として利用するため。
- ⑤ 報告書、お礼状、近況報告等を事前に奨学生本人からの承諾を受けた上で、本協会及び奨学金寄付者のホームページ等において広報目的に使用するため。

16 応募・推薦書類の提出先・問い合わせ先

公益財団法人 日本国際教育支援協会 学生支援部 国際教育課
〒105-0003 東京都港区西新橋 1-13-1 DLX ビルディング 12 階
TEL: 03-5454-5274 FAX: 03-5454-5242
応募・推薦書類提出用 E-mail: ix-app@jees.or.jp
問い合わせ用 E-mail: ix@jees.or.jp

以 上

問い合わせ先：埼玉大学 国際室
E-mail: ryugaku@gr.saitama-u.ac.jp